



宮 崎 県 公 報

令和5年5月11日(木曜日) 第405号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 令和5年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等……………(財産総合管理課) 1
 - 救急病院の認定……………(医療政策課) 1
 - 保安林の指定予定……………(自然環境課) 2
 - 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) 2
- ### 公 告
- 毒物劇物取扱者試験の実施……………(業務対策課) 3

頁

- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 3
 - 土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(“) 4
 - 県営土地改良事業計画の策定(2件)……………(“) 4
 - 基本測量の終了の通知(3件)……………(管理課) 4
 - 公共測量の終了の通知……………(“) 5
 - 入札公告(3件)……………5
- ### 教育委員会告示
- 宮崎県指定無形民俗文化財の指定解除……………13
- ### 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について……………13

告 示

宮崎県告示第 373号

令和5年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
建築物の清掃サービス
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。)に基づく知事の審査を受け、清掃業務の競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - (1) 申請の方法
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び申請書に添付する書類(要綱第3条第1項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。
 - (2) 申請書類(申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。)の受付期間
申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日並びに令和5年12月29日、令和5年1月2日及び同月3日を除く。午前9時から午後5時まで)受け付けるが、競争入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (3) 申請書類の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290
なお、申請書は、県庁ホームページの「入札情報一覧」の画面からダウンロードすることができる。

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間
競争入札参加資格を取得した日から要綱第4条第4項の次期の定期の審査に基づく登録の日の前日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
有効期間の更新を希望する者は、要綱第4条第2項の定期の審査の際に有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他
要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者(この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。)は、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 374号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
串間市民病院	串間市大字西方7917番地

<p>2 救急病院の認定の有効期間 令和5年5月1日から令和8年4月30日まで</p> <hr/> <p>宮崎県告示第 375号 森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。 令和5年5月11日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字門川尾末字下宮川内5688-1、大字川内字丸口7430-1、7435-1</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕</p>		<p>7月12日</p> <p>7月14日</p> <p>7月20日</p>	<p>午後3時まで</p> <p>午前10時から 午後3時まで</p> <p>午前10時から 午後3時まで</p> <p>午前10時から 午後3時まで</p>	<p>合支所</p> <p>高崎総合支所</p> <p>山田体育館</p> <p>三股町体育館</p>	<p>之口町全域</p> <p>都城市高崎町全域</p> <p>都城市山田町全域</p> <p>三股町全域</p>																																				
	<p>質量計</p>	<p>7月5日から8月31日まで</p>	<p>午前9時から 午後4時まで</p>	<p>宮崎県計量検定所</p>	<p>都城市（旧都城市を除く。）、三股町全域</p>																																				
	<p>質量計</p>	<p>7月27日</p> <p>7月28日</p> <p>7月27日から8月31日まで</p>	<p>午前10時から 午後3時まで</p> <p>午前10時から 午後3時まで</p> <p>午前9時から 午後4時まで</p>	<p>小林市市民体育館</p> <p>小林市市民体育館</p> <p>宮崎県計量検定所</p>	<p>小林市全域（須木、野尻町を除く。）</p>																																				
<p>宮崎県告示第 376号 計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、令和5年11月1日から令和5年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。 令和5年5月11日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>質量計</p>	<p>8月2日</p> <p>8月3日</p> <p>8月4日</p> <p>8月2日から9月30日まで</p>	<p>午前10時から 午後3時まで</p> <p>午前10時から 午後3時まで</p> <p>午前10時から 午後3時まで</p> <p>午前9時から 午後4時まで</p>	<p>飯野地区コミュニティセンター</p> <p>えびの市役所</p> <p>えびの市役所真幸出張所</p> <p>宮崎県計量検定所</p>	<p>えびの市全域</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる特定計量器</th> <th>検査期日</th> <th>検査受付時間</th> <th>検査場所</th> <th>検査区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">質量計</td> <td>6月14日</td> <td>午前10時から 午後3時まで</td> <td>綾町役場</td> <td>綾町全域</td> </tr> <tr> <td>6月21日</td> <td>午前10時から 午後3時まで</td> <td>国富町役場</td> <td>国富町全域</td> </tr> <tr> <td>6月14日から7月31日まで</td> <td>午前9時から 午後4時まで</td> <td>宮崎県計量検定所</td> <td>東諸県郡全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">質量計</td> <td>6月26日</td> <td>午前10時から 午後3時まで</td> <td>西都市民体育館</td> <td>西都市全域</td> </tr> <tr> <td>6月26日から7月31日まで</td> <td>午前9時から 午後4時まで</td> <td>宮崎県計量検定所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">質量計</td> <td>7月5日</td> <td>午前10時から 午後3時まで</td> <td>高城総合支所</td> <td>都城市高城町全域</td> </tr> <tr> <td>7月7日</td> <td>午前10時から</td> <td>山之口総</td> <td>都城市山</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域	質量計	6月14日	午前10時から 午後3時まで	綾町役場	綾町全域	6月21日	午前10時から 午後3時まで	国富町役場	国富町全域	6月14日から7月31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計量検定所	東諸県郡全域	質量計	6月26日	午前10時から 午後3時まで	西都市民体育館	西都市全域	6月26日から7月31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計量検定所		質量計	7月5日	午前10時から 午後3時まで	高城総合支所	都城市高城町全域	7月7日	午前10時から	山之口総	都城市山	<p>質量計</p>	<p>8月9日</p> <p>8月17日</p> <p>8月18日</p> <p>8月9日から9月30日まで</p>	<p>午前10時30分から 午後3時まで</p> <p>午前10時30分から 午後3時まで</p> <p>午前10時30分から 午後3時まで</p> <p>午前9時から 午後4時まで</p>	<p>門川町役場</p> <p>日向市役所</p> <p>日向市役所東郷総合支所</p> <p>宮崎県計量検定所</p>	<p>門川町全域</p> <p>日向市全域</p> <p>門川町、日向市全域</p>
対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域																																					
質量計	6月14日	午前10時から 午後3時まで	綾町役場	綾町全域																																					
	6月21日	午前10時から 午後3時まで	国富町役場	国富町全域																																					
	6月14日から7月31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計量検定所	東諸県郡全域																																					
質量計	6月26日	午前10時から 午後3時まで	西都市民体育館	西都市全域																																					
	6月26日から7月31日まで	午前9時から 午後4時まで	宮崎県計量検定所																																						
質量計	7月5日	午前10時から 午後3時まで	高城総合支所	都城市高城町全域																																					
	7月7日	午前10時から	山之口総	都城市山																																					
	<p>質量計</p>	<p>8月24日</p> <p>8月25日</p> <p>8月25日</p>	<p>午後1時から 午後4時まで</p> <p>午前9時30分から 正午まで</p> <p>午後2時から 午後4時まで</p>	<p>椎葉村役場</p> <p>諸塚村中央公民館</p> <p>美郷町役場会議室3</p>	<p>椎葉村全域</p> <p>諸塚村全域</p> <p>美郷町全域</p>																																				

	8月24日から9月30日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所	椎葉村、諸塚村、美郷町全域	令和5年5月11日 宮崎県知事 河野俊嗣 1 就任した役員																																																						
質量計	9月7日	午前11時から午後2時まで	延岡市北浦総合支所	延岡市北浦町、北川町、北方町全域																																																							
	9月7日	午後3時から午後5時まで	延岡市北川総合支所		<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>白尾道弘</td> <td>東諸県郡国富町大字深年4803番地2</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>白山義則</td> <td>東諸県郡綾町大字北俣4157番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>高橋辰夫</td> <td>東諸県郡国富町大字須志田 674番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>田中洋治</td> <td>東諸県郡国富町大字八代南俣1837番地3</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>児玉廣幸</td> <td>西都市大字上三財 138番地 284</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>中須純一</td> <td>東諸県郡国富町大字八代北俣1889番地1</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>日高清見</td> <td>東諸県郡国富町大字三名4188番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>杉尾重徳</td> <td>西都市大字山田4284番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>松井道生</td> <td>東諸県郡綾町大字南俣2390番地1</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>金子雄二</td> <td>西都市大字上三財7476番地2</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>岩崎和男</td> <td>西都市大字下三財1873番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>古市喜久夫</td> <td>宮崎市佐土原町西上那珂3035番地1</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>赤池克幸</td> <td>宮崎市佐土原町東上那珂9597番地</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>郡司武光</td> <td>宮崎市佐土原町下那珂 11621番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>鮫島英雄</td> <td>西都市大字上三財 575番地 1</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>杉尾康幸</td> <td>西都市大字岩爪1109番地</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>岩切徳充</td> <td>東諸県郡国富町大字本庄1735番地41</td> </tr> </tbody> </table>	役名	氏名	住所	理事	白尾道弘	東諸県郡国富町大字深年4803番地2	理事	白山義則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地	理事	高橋辰夫	東諸県郡国富町大字須志田 674番地	理事	田中洋治	東諸県郡国富町大字八代南俣1837番地3	理事	児玉廣幸	西都市大字上三財 138番地 284	理事	中須純一	東諸県郡国富町大字八代北俣1889番地1	理事	日高清見	東諸県郡国富町大字三名4188番地	理事	杉尾重徳	西都市大字山田4284番地	理事	松井道生	東諸県郡綾町大字南俣2390番地1	理事	金子雄二	西都市大字上三財7476番地2	理事	岩崎和男	西都市大字下三財1873番地	理事	古市喜久夫	宮崎市佐土原町西上那珂3035番地1	理事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地	理事	郡司武光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地	監事	鮫島英雄	西都市大字上三財 575番地 1	監事	杉尾康幸	西都市大字岩爪1109番地	監事	岩切徳充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地41
役名	氏名	住所																																																									
理事	白尾道弘	東諸県郡国富町大字深年4803番地2																																																									
理事	白山義則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地																																																									
理事	高橋辰夫	東諸県郡国富町大字須志田 674番地																																																									
理事	田中洋治	東諸県郡国富町大字八代南俣1837番地3																																																									
理事	児玉廣幸	西都市大字上三財 138番地 284																																																									
理事	中須純一	東諸県郡国富町大字八代北俣1889番地1																																																									
理事	日高清見	東諸県郡国富町大字三名4188番地																																																									
理事	杉尾重徳	西都市大字山田4284番地																																																									
理事	松井道生	東諸県郡綾町大字南俣2390番地1																																																									
理事	金子雄二	西都市大字上三財7476番地2																																																									
理事	岩崎和男	西都市大字下三財1873番地																																																									
理事	古市喜久夫	宮崎市佐土原町西上那珂3035番地1																																																									
理事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地																																																									
理事	郡司武光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地																																																									
監事	鮫島英雄	西都市大字上三財 575番地 1																																																									
監事	杉尾康幸	西都市大字岩爪1109番地																																																									
監事	岩切徳充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地41																																																									
	9月7日	午前9時から正午まで	延岡市北方総合支所		(任期：令和9年3月31日まで) 2 退任した役員																																																						
	9月7日から10月31日まで	午前9時から午後4時まで	宮崎県計量検定所		<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>白尾道弘</td> <td>東諸県郡国富町大字深年4803番地2</td> </tr> </tbody> </table>	役名	氏名	住所	理事	白尾道弘	東諸県郡国富町大字深年4803番地2																																																
役名	氏名	住所																																																									
理事	白尾道弘	東諸県郡国富町大字深年4803番地2																																																									

備考

上記日時のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに正午から午後1時までを除く。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品日毒物劇物取扱者試験及び特定品日毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

令和5年8月1日（火曜日）午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎市霧島1丁目1番地1

J A・A Z Mホール

3 受験願書の提出方法及び受付期間

(1) 提出方法

持参によること。ただし、県外居住者にあつては、郵送（書留郵便に限る。）によることができる。

(2) 受付期間

令和5年5月29日（月曜日）から6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、郵送の場合は、6月9日付けの消印のあるもので有効とする。

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部薬務対策課（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

理 事	宇 野 美志男	西都市大字下三財2540番地 1
理 事	黒 木 透	東諸県郡国富町大字須志田 805番地 1
理 事	中 村 久 雄	東諸県郡国富町大字八代南俣1916番地 1
理 事	児 玉 廣 幸	西都市大字上三財 138番地 284
理 事	三 根 正 則	東諸県郡国富町大字八代北俣1974番地28
理 事	大 西 猛 己	東諸県郡国富町大字三名3957番地
理 事	杉 尾 重 徳	西都市大字山田4284番地
理 事	白 山 義 則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理 事	松 井 道 生	東諸県郡綾町大字南俣2390番地 1
理 事	金 子 雄 二	西都市大字上三財7476番地 2
理 事	杉 尾 林	西都市大字荒武3345番地 1
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	廣 常 高 一	宮崎市佐土原町下那珂58番地41
監 事	塩 谷 交 秋	西都市大字下三財1869番地
監 事	阿久根 清 見	東諸県郡綾町大字北俣1740番地 3
監 事	木 下 勝 美	東諸県郡国富町大字八代南俣2766番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）から令和5年4月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）から令和5年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により永谷地区県営土地改良事業（西都市、農村地域防災減災事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年5月11日から令和5年6月8日まで
- 縦覧場所
西都市役所農林課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により世界農業遺産五ヶ瀬地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、中山間地域農業農村総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年5月11日から令和5年6月8日まで
- 縦覧場所
五ヶ瀬町役場建設課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 作業地域
宮崎県全域
- 作業終了日
令和5年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域
宮崎県内全域
- 3 作業終了日
令和5年3月31日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業終了日
令和5年3月31日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県森林経営課長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域
宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、宮崎市、国富町、綾町、えびの市
- 3 作業終了日
令和5年3月24日

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称 宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務
 - (2) 特定役務の特質等 宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 履行期間 この一般競争入札に係る契約締結の日から令和12年3月31日まで
 - (4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
 - (5) 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。
 - イ この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
 - オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
 - (2) 共同企業体の参加は可とするが、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
 - ア 全ての構成員が、2(1)に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - イ 代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、この一般競争入札に参加していないこと。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
 - 2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
 - (1) 申請書類等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208
 - (2) 申請書類の受付期間 令和5年5月11日（木）から令和5年5月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7003
 - (2) 期間 令和5年5月11日（木）から令和5年6月21日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務に係る総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び仕様書の配布場所並びに配布期間
 - (1) 配布場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当

- (2) 配布期間 令和5年5月11日（木）から令和5年6月21日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 一般競争入札事前説明会
一般競争入札事前説明会は実施しない。
- 7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法
一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
- (2) 提出期限 令和5年6月9日（金）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- 8 入札書及び企画提案書等（以下「入札書等」という。）の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
- (2) 提出期限 令和5年6月21日（水）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。
- (1) この公告に示した入札参加資格のない者若しくは当該入札参加資格を満たさなくなった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者
- (2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の入札をした者
- (4) 提出期限までに入札参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札書等を提出した者
- 11 総合評価の方法に関する事項
宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務落札者決定基準は、次のとおりとする。

宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務
落札者決定基準

1. 落札候補者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 2,700.0 点）により実施する。

(1) 下表により、技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者とする。

ただし、最低基準点^{※1}を満たさない場合は、落札候補者となることはできない。なお、入札者が 1 者であっても最低基準点を満たした場合は落札候補者となることができる。

区分	点数	採点基準
技術点	2,000.0 点	提案内容より最大 2,000.0 点の配点を行う
価格点	700.0 点	価格点 = 700.0 × (1 - 入札価格 ^{※2} × 1.1 / 予定価格 ^{※3})
合計点	2,700.0 点	

※1 最低基準点…技術点が最高点の 60% (1,200 点) 以上であることとし、価格点は考慮しない。

※2 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税を含まない。）。

※3 予定価格…県の予定する落札金額決定基準により定める価格。

(2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上あるときは、以下の手順により落札候補者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 2 者以上ある場合で、「機能要件書における必須項目の合計点数」が最も高い者が 1 者のときは、その者を落札候補者とする。
- ③ ①②によってもなお決しない場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2. 技術点及び価格点の算出方法等

(1) 技術点の評価方法

- ① 技術点は、2,000 点を満点とする。
- ② 審査基準表の各項目について、別表「採点基準表」により 11 段階評価を行う。ただし、機能要件については、審査委員会が別に定める採点基準により評価を行う。
- ③ 審査基準表の各項目について、1 つでも 0 点（記述がないもの）がある場合又は機能要件の必須項目において、1 つでも×（対応できない項目）がある場合は、落札候補者とししない。

(2) 価格点の算出方法

- ① 価格点は、700 点を満点とする。
 - ② 価格点は、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した値を、予定価格で除し、その値を 1 から減じて得た値に、価格点の満点である 700 点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。(1-(1)に示す計算式に基づき算出)
- ただし、入札参加者の入札価格が、県の予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

別表「採点基準表」

採点	採点の意味合い
10	県が求める仕様に対して、標準より <u>非常に優れた</u> 提案である。
9～8	県が求める仕様に対して、標準より <u>優れた</u> 提案である。
7～6	県が求める仕様に対して、標準より <u>やや優れた</u> 提案である。
5	県が求める仕様に対して、 <u>標準的な</u> 提案である。
4～3	県が求める仕様に対して、標準より <u>やや劣る</u> 提案である。
2～1	県が求める仕様に対して、標準より <u>劣る</u> 提案である。
0	記述がないもの。

- 各項目の採点内容の概ねの目安は、以下のとおりである。
 - ・ 要求水準を超えるような提案が具体的になされている。
 - ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
 - ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。

審査基準表

1 技術点

番号	評価対象内容	項目	提案を求める内容	評価基準	技術点合計
1	構築業務 履行能力	構築体制	・プロジェクト体制 ・担当者の人数及び経験	・構築体制について記載されているか。 ・プロジェクト責任者、プロジェクトマネージャー及び担当者の本業務に関わる業務経験について記載されているか。 ・品質保証及び監査体制について記載されているか。 ・各要員の責任や役割分担について記載されているか。	100
2		類似業務実績	過去 5 年間の実績	・過去 5 年間の国または地方公共団体との文書管理システム構築に関する本調達と同種同規模の契約実績を記載されているか。なお、実績は最大 3 件までとする。(4 件以上の実績を挙げた場合、本県が任意に 3 件の実績を選択するものとする。)・契約書の写し等、履行した業務内容がわかる書類を添付すること。	
3		全体スケジュール	・全体スケジュール ・進捗状況管理	・運用開始までの全体スケジュール及び県と受託者の役割分担について提案されているか。 ・進捗状況の管理方法について、記載されているか。	
4	機能面	全体要件	・全体構成 ・特徴	・システム全体の機能について一覧表で記載されているか。 ・システムの特徴、アピールポイントを記載されているか。	650
5		環境条件	サーバ構成、スペック	・システムが適切に稼働するために必要となるサーバ構成(台数、仮想CPU、メモリ、ストレージ)、スペックについて記載されているか。	
6		機能要件	(別紙1)宮崎県次期文書管理システム機能要件書兼回答書に記載の内容	提案するシステムの機能について、(別紙1)宮崎県次期文書管理システム機能要件書兼回答書に対応可否を記載し提示すること。	
7		ユーザビリティ	画面構成・操作方法 (起案に係る画面・操作)	・わかりやすい画面構成になっているか。 ・作業負担の少ない操作方法になっているか。 ・作業状態を把握しやすくなるための工夫がされているか。 ・操作ミスや入力ミスを防ぐための工夫がされているか。	
8	画面構成・操作方法 (決裁に係る画面・操作)		・わかりやすい画面構成になっているか。 ・作業負担の少ない操作方法になっているか。 ・作業状態を把握しやすくなるための工夫がされているか。 ・操作ミスや入力ミスを防ぐための工夫がされているか。		
9	非機能面	可用性	障害対応	・障害発生時の連絡体制や対応方法等について記載されているか。 ・その際、仕様書「表9-1」3の内容に対応できること等について記載されているか。 ・障害の防止方法について記載されているか。	1,170
10		S L A	サービスレベル項目	・サービスレベルの維持・向上を目的として、上記のほか必要な事項についてサービスレベルを記載されているか。 ・サービスレベルが達成できない場合等のペナルティの考え方について記載されているか。	
11		性能	処理性能	・応答時間の目標値を達成することについて記載されているか。 ・バッチ処理が運用に影響を与えないことについて記載されているか。	
12		サポート体制	問合せ対応	・システム利用職員から問い合わせの対応(仕様書9(4)及び「表9-1」1の内容)について具体的な対応方法を記載されているか。	
13			研修	・研修方法、研修内容について記載されているか。	
14	移行	システム移行	・次期システムへの移行方法について記載されているか。 ・次期システムの契約終了後、他社システムに移行する場合の支援や作業の内容を記載されているか。		
15	独自提案	拡張	新機能の提案	その他、本調達の仕様書以外の新たな機能について提案されているか(例：電子署名、電子公印)。	80
技術点合計					2,000

2 見積金額による価格点

価格に関する事項	
本業務にかかる見積金額	$[700 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格})]$
	700

※予定価格は、「システム構築」と「5年間の運用・保守」にかかる費用の合計額で算出。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第 122 条第 1 項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者（最高得点となった者が 2 者以上の場合は、宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務落札者決定基準の定めるところによる。）とし、必要があれば、学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当

14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) 本特定役務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- (2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Development, Operation and Maintenance of the Miyazaki Prefectural Government Document Management System
- (2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00p.m., June 21 st, 2023
- (3) Name and Contact Details of the Department in Charge: General Affairs Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government
2-10-1, Tachibana-dori Higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501 Tel: 0985-26-7003

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 宮崎県庁防災庁舎及び 5 号館清掃業務
- (2) 特定役務の内容 庁舎の清掃業務
- (3) 履行場所 宮崎県庁防災庁舎及び 5 号館 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- (4) 契約期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで
- (5) 入札方法
 - ア 上記(1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは

、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、落札者のない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約である。
- (2) 県は、上記 1 の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に特定役務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (カ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
 - オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。
- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和 54 年宮崎県告示第 41 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金

未納がないことを確認できる者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和5年度において上記1(3)における清掃業務を受託しており、誠実に業務を履行している者

イ 当該入札の入札参加資格確認申請の日から45日に当たる日までに終了する種類及び規模をほぼ同じくする一契約に基づく業務（以下「同種業務」という。）を1回以上誠実に履行している者

ウ 令和3年4月1日から当該入札の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、同種業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者

(5) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条第1項の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290

(2) 申請の受付期間

令和5年5月11日から令和5年5月23日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

(2) 期間 令和5年5月11日から令和5年6月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

(2) 期間 令和5年5月11日から令和5年5月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

(2) 提出期間 令和5年5月11日から令和5年5月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

(3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。5月31日必着）又は持参による。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和5年6月7日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

(2) 提出期限 令和5年6月28日午後5時

(3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。6月28日必着）又は持参

による。

(4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階西側会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290

(2) 日時 令和5年6月29日午前10時30分

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正行為があった入札

(8) 虚偽の申請を行った者のした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以下で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、当該入札者について低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに限り、落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

(1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

(2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Commission for Cleaning of Miyazaki Prefectural Government Emergency Operations Center and Building No. 5

(2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00p.m. 28 June, 2023

(3) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders: Assets Management Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanador-

i-higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7290

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 宮崎県庁本館及び附属棟清掃等業務
- (2) 特定役務の内容 庁舎の清掃等業務
- (3) 履行場所 宮崎県庁本館及び附属棟ほか 宮崎市橋通東2丁目10番1号ほか
- (4) 契約期間 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで
- (5) 入札方法

ア 上記(1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、落札者のない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約である。
- (2) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に特定役務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和5年度において上記1(3)における清掃業務を受託しており、誠実に業務を履行している者

イ 当該入札の入札参加資格確認申請の日から45日に当たる日までに終了する種類及び規模をほぼ同じくする一契約に基づく業務（以下「同種業務」という。）を1回以上誠実に履行している者

ウ 令和3年4月1日から当該入札の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、同種業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者

- (5) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条第1項の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号及び第6号又は同項第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第28条の3第4号イに規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う配水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了した者（講習修了後6年以内の者に限る。）を県庁舎排水槽等清掃及び保守点検業務の作業監督者として従事させることができる者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

- (1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先
宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290
- (2) 申請の受付期間

令和5年5月11日から令和5年5月23日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を申

請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 令和5年5月11日から令和5年6月28日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 令和5年5月11日から令和5年5月31日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期間 令和5年5月11日から令和5年5月31日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))
- (3) 提出方法 郵送(書留郵便に限る。5月31日必着)又は持参による。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和5年6月7日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期限 令和5年6月28日午後5時
- (3) 提出方法 郵送(書留郵便に限る。6月28日必着)又は持参による。
- (4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館3階西側会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290
- (2) 日時 令和5年6月29日午前11時15分

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者(入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。)のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、当該入札者について低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに限り、落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Commission for Cleaning of Miyazaki Prefectural Government Main Building and Annex Building
- (2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00p.m. 28 June, 2023
- (3) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders: Assets Management Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7290

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第4号

次の表に掲げる宮崎県指定無形民俗文化財が令和5年3月22日付け文部科学省告示第27号により重要無形民俗文化財に指定されたことから、宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第27条第5項の規定により同日付けで当該宮崎県指定無形民俗文化財の指定を解除されたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

令和5年5月11日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

種別	名称	所在地	保存団体
県指定無形民俗文化財	尾八重神楽	西都市大字尾八重	尾八重神楽保存会
県指定無形民俗文化財	西米良神楽	児湯郡西米良村	西米良村神楽保存会連合会

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和5年5月11日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務 1 級
- (2) 交通誘導警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務 1 級

(ア) 学科試験

令和5年8月16日(水) 午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和5年9月6日(水) 午前9時から午後5時まで

イ 交通誘導警備業務 2 級

(ア) 学科試験

令和5年8月16日(水) 午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和5年9月5日(火) 午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

学科試験及び実技試験

宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙2559番地1)

(3) 受検定員

各30人(申請の受付先着順とする。)

3 検定の受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(2) 交通誘導警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付期間及び時間帯

ア 令和5年6月19日(月)から同年6月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 交通誘導警備業務 1 級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第9条の検定申請書(検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。)1通

(イ) 受検者の住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 交通誘導警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(前記3の(1)のイに該当する場合に限る。)

(カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書(前記3の(1)のイに該当する場合に限る。)

(キ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

イ 交通誘導警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 受検者の住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三

分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(㊦) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

(3) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

6 検定手数料

(1) 交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、14,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

(2) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 その他

(1) 受検に際し、学科試験については筆記用具、実技試験については室内用運動靴、雨天時の雨合羽等を持参すること。

(2) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話 0985-31-0110）に行うこと。

--	--